

商品概要説明書

総合口座

(令和7年4月1日現在)

商 品 名	・総合口座
ご利用いただける方	・個人のみ（当座貸越取引が行われることから未成年者と取引する場合は、法定代理人と取引を行います。）
期 間	・期間の定めはありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・随時預け入れできます。 ・１円以上 ・１円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・毎日の店頭表示の普通貯金利率を適用します（変動金利）。 ・毎年２月と８月の当ＪＡ所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高１,０００円以上について付利単位を１００円として１年を３６５日とする日割計算をします。 ・２０.３１５％（国税１５.３１５％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※２０３７年１２月３１までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当ＪＡおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 ・２０２１年１０月１日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・自動継続扱いの定期貯金、定期積金を担保組入れすることにより、当座貸越をご利用できます。貸越限度額は、定期貯金・定期積金・積立式定期貯金残高の合計額の９０％（千円未満切捨て）、最高３００万円までご利用になれます。貸越利率は、定期貯金の利率に年０.５％上乗せした利率、または定期積金の利回りに年０.７％上乗せした利率が適用されます。 ・キャッシュカードによりＡＴＭ等で入出金ができます。 ・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。 また、自動送金のお取扱いもできます。 ・希望される場合は、既存の普通貯金の口座番号をそのままに全額を総合口座（決済用）へ切替えることができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１,０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融部（電話：０８３－９７６－６８５１）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）

	でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 山口県弁護士会仲裁センター (電話：083-922-0087) 広島弁護士会仲裁センター (電話：082-225-1600) 福岡県弁護士会紛争解決センター (北九州) (電話：093-561-0360) (福 岡) (電話：092-791-1840) (久留米) (電話：0942-30-0144) 東京弁護士会紛争解決センター (電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3581-2249) 民間総合調停センター (大阪府) (J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以下「東京三弁護士会」という) では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 26 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 ・貸越が発生している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご返済いただく場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 山口県